

院内医療情報システムの調達全体に関する共通仕様書

令和8年4月10日

内容

1	はじめに	1
2	当院における院内医療情報システムの経緯	1
3	目的、方針	1
4	調達単位、調達スケジュール	1
5	現状について	2
(1)	全体構成	2
(2)	ネットワーク基盤	2
(3)	仮想化基盤	3
ア	サーバ OS	3
イ	CAL (Client Access License)	3
ウ	ウィルス対策ソフトウェア	4
(4)	基本システム・サブシステム等	4
(5)	クライアント端末	4
6	委託業務の体制および進め方等について	4
(1)	医療情報システムの機器導入・初期構築体制について	4
(2)	導入時における作業及び工事可能時間について	5
(3)	医療情報システムの運用保守体制について	5
7	セキュリティ対策	5
8	機密保持	5
9	各仕様書等についての注意事項	6
10	受託者の留意事項	6

1 はじめに

本資料（以下、「共通仕様書」という。）は、三重県立総合医療センター（以下、「当院」という。）における次期院内情報システムの調達全体に関する共通仕様について記載している。各委託業務における個々の業務内容の詳細については、それぞれの委託業務にかかる「個別仕様書」を参照のこと。

2 当院における院内医療情報システムの経緯

当院では、平成 15 年 8 月にオーダリングシステムを導入し、平成 18 年度にその機能を拡張する形で電子カルテシステム及びサブシステムを追加導入した。

平成 23 年度には、「オーダリング・医事会計」、「電子カルテ（診療記録）」、「病棟看護（看護記録）」の 3 つの基本機能を備えたシステム（以下、「基本システム」という。）およびハードウェアについて、株式会社ソフトウェアサービス社（以下、「SSI 社」という。）から導入した。

平成 28 年度には、機器の老朽化への対応として、「ソフトウェアとハードウェアの分離調達」、「基本システム（ソフトウェア）の継続利用」、「ハードウェアを仮想化基盤（院内医療情報システムを運用するために構築された仮想化環境のこと）として導入」の 3 つの方針をもとに調達を行った。

令和 3 年度も医療情報システムを今後も安定的に運用させることを目的とし、平成 28 年度に導入した仮想化基盤およびネットワーク基盤の機器老朽化への対応を行っており、現在は、基本システムを含む多くのサブシステムが仮想化基盤上に移行し、運用を行っている。

令和 8 年度も、平成 28 年度と令和 3 年度の方針を継承し、更新対応を行う。なお、ハードウェアのうち、仮想化基盤については保守延長が不可能なことから更新を行うが、ネットワーク機器については保守延長が可能であるため保守延長を行う。

3 目的、方針

医療現場を支える院内医療情報システムを今後も安定的に運用させることを目的とし、令和 3 年度に導入した仮想化基盤の機器老朽化対応として更新を行う。ネットワーク機器類は、保守延長を行う。

具体的には、これまで同様に、「ソフトウェアとハードウェアの分離調達」、「基本システム（ソフトウェア）の継続利用」、「ハードウェアを仮想化基盤（院内医療情報システムを運用するために構築された仮想化環境のこと）として導入」の 3 つを方針とする。

また、その他のシステム類の契約については、基本的に初期調達に加え、5～6 年程度の運用保守を含めた形とする。

4 調達単位、調達スケジュール

次期院内医療情報システムにかかる調達については、令和 3 年度に実施した調達にかかる運用保守契約が終了するタイミングを考慮のうえ実施する。

調達単位については、「別紙 1 調達単位と業務分担」を、調達スケジュール

にかかる詳細は、「別紙2 主な院内医療情報システムの調達スケジュール」を参照のこと。

ただし、これらについては現時点のものであり、変更となる場合もあるがその際は当院の指示に従うこと。

5 現状について

(1) 全体構成

現行の院内医療情報システムにおける、ネットワーク基盤、仮想化基盤、基本システム、各種サブシステム等の全体構成は、以下のとおり。

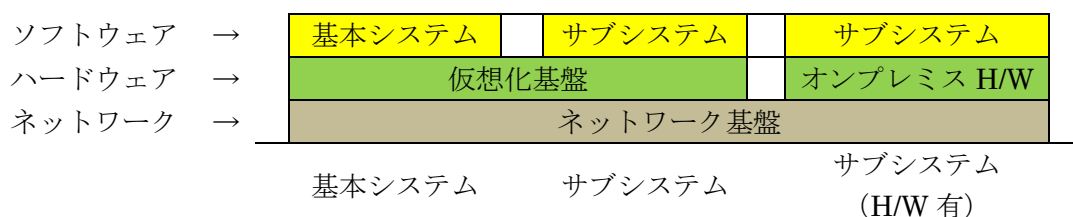


図1 院内医療情報システムの構成図

院内医療情報システムは、基本機能を提供する基本システムと、その基本システムと連携する形で構築された様々なサブシステムによって構成されている。

基本システム、及び、多くのサブシステムは、ネットワーク基盤、仮想化基盤上に構築されている。なお、サブシステムの中には、オンプレミスハードウェア (H/W) を用意し、その中で構築しているものもある。

サブシステムは、SSI 社製のサブシステムをはじめ、SSI 社以外のベンダーが提供するサブシステムや各種検査機器、医療機器等、多岐にわたっており、これらのシステムを相互に接続、連携しながら利用している。

(2) ネットワーク基盤

現行のネットワーク基盤は、令和3年度に実施した「医療情報システム用サーバ・ネットワーク設計・機器調達・構築・運用保守業務委託」にて調達を行った。このネットワーク基盤については、保守延長を行い継続利用するため、令和8年度は更新しない。

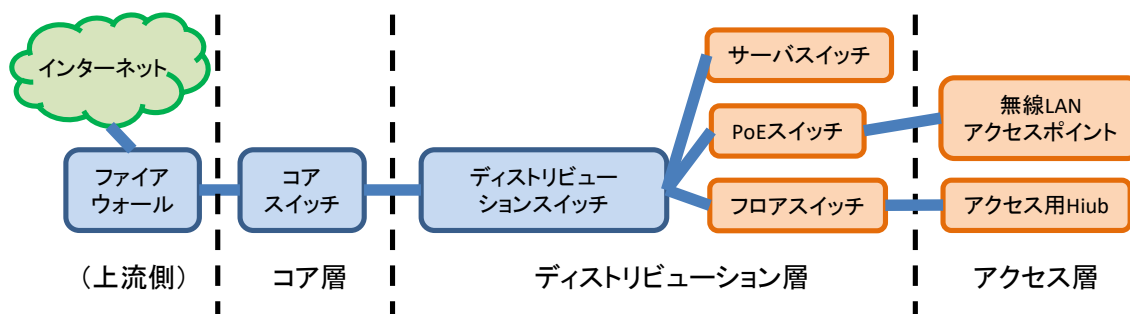


図2 ネットワーク基盤の構成概要図

ネットワーク基盤は、院内医療情報システムを接続するための「院内医療情報システム用ネットワーク（青線）」と、インターネットに接続するための「インターネット用ネットワーク（黄線）」に分割している。それぞれのネットワーク間の通信は、原則禁止している。

ネットワーク基盤側の各種スイッチや情報コンセント等から各サブシステム等への配線及び各サブシステム側の複数の機器と接続するために必要となるアクセス用 Hub については、各サブシステム等の構築に関わる受託事業者で用意している。また、各サブシステム等の構築に関わる受託事業者が設置したアクセス用 Hub 等にかかる保守についても同受託事業者が実施している。

（3）仮想化基盤

現行の仮想化基盤は、令和3年度に調達を行い、6階サーバールームに設置している。

仮想化基盤は、仮想化ソフトウェアと、仮想化サーバ、ストレージ、バックアップ環境等からなるハードウェアで構成している。

この仮想化基盤について、令和8年度に再構築を行う。

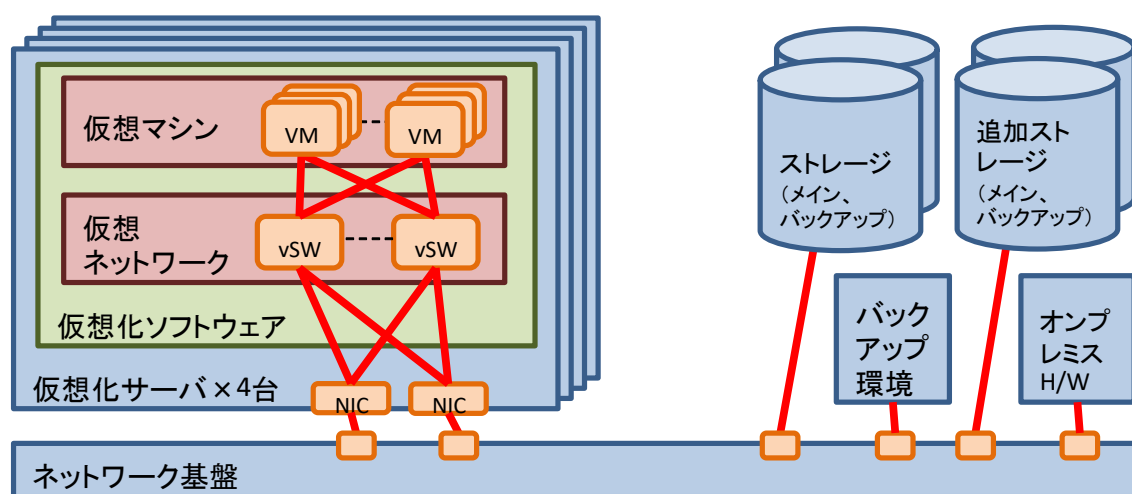


図3 仮想化基盤の構成概要図

VM : Virtual Machine、vSW : Virtual Switch、NIC : Network Information Card

ア サーバOS

令和8年度に仮想マシンに Microsoft 社製 Windows Server Datacenter Edition（最新版）を導入予定である。

イ CAL（Client Access License）

令和8年度に Microsoft 社製 Windows Server CAL（最新版）を購入予定である。

ウ ウイルス対策ソフトウェア

ウイルス対策ソフトウェアは、当院が導入している SSI 社の基本システムの動作確認がとれているものから選定し、各サブシステム等及びクライアント端末に導入している。

令和 8 年度の調達予定では、現行のソフトウェアを継続する予定である。

(4) 基本システム・サブシステム等

詳細は、「別紙 3 基本システム・サブシステム等」を参照のこと。

(5) クライアント端末

院内のクライアント端末として、デスクトップ端末、ノート端末、モバイル端末の 3 種類を導入している。

クライアント端末は、基本システムの利用を主な目的として、スペック、ライセンス等を決定し、動作確認を行っているため、クライアント端末に対して新たなソフトウェアをインストールすることは、原則として許可していないので注意すること。ただし、基本システムと共存させて利用できると動作確認が完了している場合で、かつ、障害発生時における原因の切り分け等について対応できる場合のみ、クライアント端末への新たなソフトウェアのインストールを許可している。

クライアント端末の大半は、令和 1 1 年度に機器更新を予定しているが、当面は、現行クライアント端末を継続利用することとしている。

種別	特徴
デスクトップ 端末	・ 拡張ボードにより高精細モニタと接続している。高精細モニタが必要となる外来診察室、各病棟、医局等に設置している。(441 台)
ノート端末	・ デスクトップ端末と異なり高精細モニタと接続できないが、デスクトップ端末と同等の機能を持つ。 ・ 高精細モニタが不要な場所は、ノート端末を設置している。(310 台)
モバイル端末	・ ノート端末より一回り小さく、有線ネットワークが整備されていない病棟等で利用している。(101 台)

表 2 クライアント端末の特徴

6 委託業務の体制および進め方等について

(1) 医療情報システムの機器導入・初期構築体制について

医療情報システムの機器導入・初期構築にあたっては、病院業務の妨げにならないよう、作業場所及び作業時間等についても十分配慮すること。現行の医療情報システムを稼働させつつ更新作業を実施するとともに、過去データの確実な移行、初期設定等を十分検討し、確実に計画を立てて構築を行うこと。

(2) 導入時における作業及び工事可能時間について

各サブシステムの導入作業については、当院と協議を行い、できる限り、診療行為に影響が出ないように配慮すること。

特に、基本システムの停止が伴う場合は、院内全体への影響が大きいことから、数カ月前からの調整が必要になるため、注意すること。(例えば、救急患者を他院で対応してもらうなどの対応が必要になるため、調整に時間がかかる。)

騒音等が発生する工事や廊下に脚立を長時間立てるなどの工事を行う場合、原則として、土日祝日の昼間での作業に制限されるため、注意すること。なお、患者への影響が少ない場所であれば、平日昼間や夜間での作業を認める場合もあるが、騒音が激しい場合は、夜間作業等も制限されるため、注意すること。

各サブシステムにおける導入作業として、機器搬入、設定作業等が想定されるが、工事と同様に患者への影響が大きい場合は、土日祝日の昼間での作業に制限されるため、注意すること。

当院は四日市地域の救急医療体制における病院群輪番制に参加しているため、土日祝日の昼間であっても輪番日にあたる日は、工事や作業の実施が認められない場合があるため、注意すること。

(3) 医療情報システムの運用保守体制について

医療情報システムの運用保守にあたっては、病院業務に影響を与えることのないよう、十分な運用保守体制を整備し、予防保全等によりシステムトラブル等を未然に防ぐことを第一とすること。しかしながら、万が一、システムトラブルが発生した場合は、迅速かつ正確にシステム復旧を実施できる体制を整えること。

7 セキュリティ対策

当院におけるセキュリティ対策の基本的な考え方として、厚生労働省から公開されている「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守することとしているため、各サブシステム等の構築に関する受託事業者については、本ガイドラインから逸脱することがないように、十分注意すること。

また、各サブシステムの構築に関する受託事業者においては、経済産業省から公開されている「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」の対象事業者である場合は、本ガイドラインについても、遵守すること。

8 機密保持

各業務について、地方独立行政法人三重県立総合医療センター電子情報安全対策基準を遵守して行うこと。当該基準に抵触する行為または事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、当院に報告を行い、当院の指示のもと速やかに対応すること。なお、地方独立行政法人三重県立総合医療センター電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。

また、業務遂行上知り得た個人情報及び当院の機密事項について、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

なお、それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

9 各仕様書等についての注意事項

各業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、発注者と十分協議のうえ、受託事業者が責任を持って対応すること。

また、各仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても当院に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、当院の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。

なお、各仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、当院と協議のうえ、定めるものとする。

10 受託者の留意事項

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア. 断固として不当介入を拒否すること。

イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ. 当院に報告すること。

エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当院と協議を行うこと。